

## 臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書

地方自治体の臨時・非常勤職員は、今や3人に1人となり、全国では約70万人にも上っている。本市においては4割に達している。それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の職務を遂行している。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童保育指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっている。その多くの職員が、恒常的業務についており、地方自治体は臨時・非常勤職員の労働がなければ、行政は一日たりとも回らず、市民サービスの提供が困難になることは必至である。

にもかかわらず、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用除外とされ、待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度のはざままで、法の谷間に置かれた存在となっている。このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、行政サービスの質の確保と臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、下記のことを強く要望する。

### 記

- 1 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
- 2 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤職員に適用させる法整備を図ること。
- 3 臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を開始すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月21日

三鷹市議会議長 後藤 貴光